

ノロウイルス情報 第3号

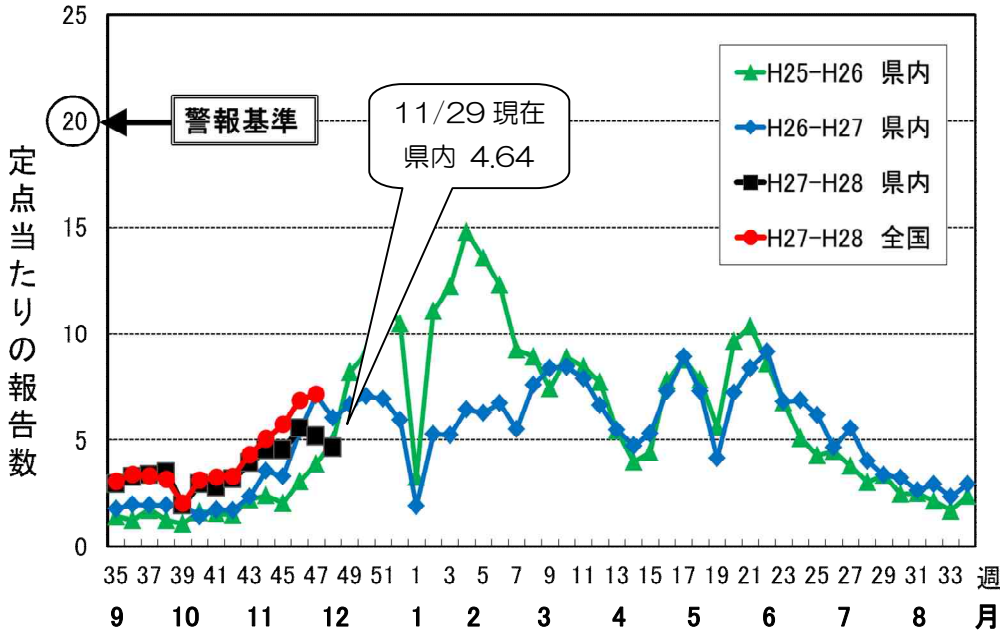


平成27年12月4日
福祉保健部生活衛生課
健康対策課

定点医療機関当たりの感染性胃腸炎の報告数は、新潟県内では減少していますが、全国的には増加傾向にあります。また、県内の保育所等において感染性胃腸炎の集団発生も報告されていることから、今後も流行の拡大に注意が必要です。

感染性胃腸炎定点当たりの報告数※(感染症サーベイランス)

※報告対象医療機関当たりの感染性胃腸炎(ノロウイルス以外も含む)の患者数



地域振興局別報告数(定点当)

(H27.11.23~11.29)

新潟市	6.29 (+0.76)
新発田	2.20 (-1.20)
新津	- (±0)
三条	3.00 (-0.50)
長岡	6.33 (-1.00)
魚沼	6.00 (-1.00)
南魚沼	1.00 (-1.50)
十日町	1.50 (-1.00)
柏崎	6.33 (-2.00)
糸魚川	1.00 (-1.00)
村上	1.00 (±0)
佐渡	3.50 (+2.50)
上越	6.67 (-2.83)

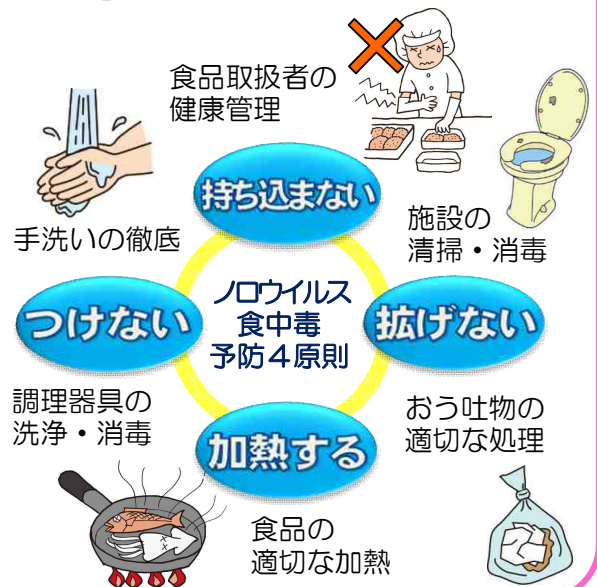
国が示す警報基準は20
※()は前週と比較した増減

ノロウイルス食中毒予防の4原則

細菌性食中毒の予防3原則は「①つけない、②増やさない、③加熱(殺菌)する」ですが、ノロウイルスは食品中では増えないため、②増やさないは当てはまりません。

ノロウイルスはごくわずかな量でも感染し、食中毒を起こすため、ウイルスを食品に「つけない」ことが重要です。そのためにはまず、ウイルスを施設内に「持ち込まない」、仮に持ち込んでも「拡げない」対策を実施し、ウイルスに汚染されていない環境をつくる必要があります。

すなわち、ノロウイルス食中毒予防には、「①持ち込まない、②拡げない、③加熱する、④つけない」の4原則を徹底しましょう。



次号は、平成27年12月21日頃に発行予定です。

詳しい予防ポイントは新潟県ホームページ内「にいがた食の安全インフォメーション」をご覧ください。
<http://www.fureaikan.net/syokuinfo/> またはネットで「にいがた食の安全」と検索！



お問い合わせ ◆生活衛生課 Tel 直通 025(280)5205 ◆健康対策課 Tel 直通 025(280)5200
もしくは最寄りの地域振興局健康福祉(環境)部(保健所)まで

